

第 9 回

総会議事録

日 時	令和 6 年 3 月 1 3 日 (水) 1 3 時 3 0 分
場 所	山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
欠	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
欠	17	鍵水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第9回総会資格審査

令和6年3月13日 午後1時30分開会

農業委員会等に関する法律第27条第3項（過半数規定）

在任委員数		出席委員数		欠席通告委員数	
24人		22人		2人	
議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	長澤 弘				
17	鎗水 豊				

山形市農業委員会第9回総会傍聴者名簿

○日時：令和6年3月13日（水）午後1時30分

○場所：山形市役所 10階 委員会開催室

[illegible]

第9回総会（定例）

日 時：令和6年3月13日（水）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第9回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第35号 農用地利用集積計画について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第5条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和6年4月12日（金）

(2) 次回の委員調査について 令和6年4月10日（水）

7 そ の 他

8 閉 会

第9回総会議事録

(令和6年3月13日(水) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 22名

欠席委員 2名

開 会 午後1時30分

事 務 局	現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、1番 長澤弘委員、17番 鏈水豊委員から欠席の連絡を受けています。 在任委員数24名、出席委員数22名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しています。 なお、本日は第1ブロックから永野輝雄推進委員、第2ブロックから、佐藤吉之推進委員、第4ブロックから遠藤和彦推進委員、同じく第4ブロックから斎藤祐治推進委員が出席しています。 また、本日の傍聴人はございません。 議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 それでは、議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。
議 長	開会及びあいさつ
議 長	はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名することでご異議ありませんでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、12番 推名委員、13番 安孫子委員をお願いし、書記に松本係長を任命します。
議 長	それでは、議事に入ります。 議 第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は1ページ、議 第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 案件は79号から91号、計13件となります。農地の所在、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については記載のとおりです。 79号は楯山地区 十文字の現況樹園地 712㎡について、経営拡張のための所有権移転で、ブドウ栽培の予定です。小松委員より委員調査を実施いただいております。

議 長 小 松 委 員	80 号は高瀬地区 下東山の田 231 m²について、隣接地の買受による所有権移転で、水稻栽培の予定です。 81 号は千歳地区 落合町の現況畑 643 m²について、隣接地の買受による所有権移転で、カボチャ等蔬菜栽培の予定です。 82 号は山寺地区 山寺の畑 1,196 m²について、経営拡張のための所有権移転で、白菜・ネギ等蔬菜栽培の予定です。 83 号、84 号は楯山地区 十文字の現況樹園地 96 m²、畑 201 m²について、隣接する農地の交換により所有権移転するもので、83 号についてはブドウ、84 号についてはトマト等蔬菜栽培の予定です。 85 号は大曾根地区 常明寺の田 1,206 m²について、無償受贈による所有権移転で、そば栽培の予定です。 86 号、87 号は蔵王地区 蔵王上野の現況樹園地 2,339 m²、及び田 4 筆 計 4,913 m²について、農地所有適格法人の新規参入での所有権移転です。サクランボ、水稻栽培の予定となっており、今野委員より委員調査を実施いただいております。 88 号は本沢地区 二位田の畑 640 m²について、新規就農のための所有権移転で、ナス、キュウリ等蔬菜栽培の予定です。 89 号は山寺地区 山寺の畑 1,752 m²について、経営拡張のための使用貸借による権利設定で、アスパラガス、ハーブ類の栽培予定です。小松委員より委員調査を実施いただいております。 90 号は樫沢地区 金石田の田、下樫沢の田及び畑、計 12 筆 14,812 m²について、農業者年金受給のための親子間での使用貸借による権利の再設定で、水稻、青菜等の栽培予定です。 91 号は明治地区 灰塚の現況樹園地 2 筆 計 636 m²について、新規就農のための親族間での使用貸借による権利の設定で、サクランボ栽培の予定です。丹野菊男委員より委員調査を実施いただいております。 以上 13 件につきまして、ご審議の程よろしく申し上げます。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 79 号について 21 番 小松委員から報告をお願いします。 21 番 小松です。所在地番、地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては議案書に記載のとおりです。譲受人は現在、XXXXXXXXXXで水
---------------------------	---

稲、スイカ、ブドウ等の栽培をしています。経営面積は、[]で田 約 1.5 町歩、畑 約 2.4 町歩、合わせて約 3.9 町歩です。譲受人には [] があり、現在、[] に住民票は置いたままですが、昨年 4 月より [] で、譲受人と共に仕事をしているとのことでした。

ブドウ栽培をするにあたり、[] では困難であったため、今回の申請に至りました。今後、[] へ経営を移譲することも視野に入れ、山形市にも農地や出荷調整する拠点を構えて経営していきたいとのことでした。既に山形市で経営するための物件を確保しており、その物件のすぐ近くの農地が今回の申請地で、隣接する空家も農作業小屋として併せて購入する予定となっています。

現地を見に行ったところ、農地の片隅の方に、3 分の 1 までいかなほどの面積ではありますが、果樹を倒した跡や積み重ねた枝、トタンらしき資材と見受けられるもの、ドラム缶等の廃材があるような状態でした。農地の譲渡し金額が [] 円と極端に安かったのですが、それらを全部撤去することを含めての金額かと思えます。譲受人と [] で協力して少しずつでも撤去するとのことでした。撤去しながら今年からブドウやシャインマスカットを栽培したいとのことでした。そして、近隣の農地についても、すぐに耕作できる状態ではありませんが、借受けできるように少しずつ話をしているところだそうです。

[] の方で農業をやっているということで、農業経営に関する機械、その他は一通りそろっているとのことでした。[] から通作になった場合は、45 分から 60 分かかるとということで、近隣に物件を確保し、さらに、今回、小屋並びに隣接している農地を求めるに至ります。

実際に見てきた状況としては、先ほども言ったように果樹の残骸のようなものが 1 山 2 山と重なっていたところではありますが、そちらをきちんと片付ける、ということをお 2 人とも話しておりました。また、近隣の状況からしても綺麗に使ってもらえるのであれば、ありがたいことではないかと思い、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長
今 野 委 員

次に 86 号、87 号について 4 番 今野委員から報告をお願いします。

4 番 今野です。86 号、87 号は関連案件のため、続けて報告します。申請地は議案書に記載のとおりです。86 号の権利の種類については所有権移転で、農地所有適格法人の新規参入です。前回個人としての新規参入でしたが、今回は法人としての新規参入ということになります。譲渡人は議案書記載のとおりです。譲受人 [] に勤めており、今年春から [] を退職し、本格的に農業に打ち込みたいということで今回の申請に至ります。当該地ではサクランボが栽培されており、所有権移転後も引き続きサクランボを栽培することでした。

昨年の11月13日に個人で、田2,358㎡、畑2,823㎡について、賃借という形で許可が下りています。この度、2度目の買い求め、及び賃借ということで、農業の経験はほとんどないという状況でしたが、従事日数300日は考えているということでした。

農業機械の所有状況については、24馬力のトラクター、軽トラック、ハンマーモア、草刈り等の管理機が各1台あるということでした。田んぼですので、田植え機、コンバイン、乾燥機等の大型機械が必要となりますが、これらについては上野の農業機械利用組合より借用をしたいということでした。代表の方と一応話は進んでいるということでした。

当該地の売買価格については■■■■■円で、事務所兼住居からは約2kmの場所にあるそうです。自らが農業技術を身につけ、その後、拡大しながら障がいのある方も雇用してやっていきたいと話していました。自ら農地を探し、地元の知人を通じて交渉し、今回の申請に至っています。譲渡人の方に短期の雇用をお願いし、指導を受けるということをお話していました。販売先については、農協やネット販売等を考えているということでした。

また、先ほど言いましたトラクター関係の所有物については、売買契約済の蔵王上野に位置する事務所兼住居が5月に引き渡しされるということで、引き渡し後、作業小屋として使用し、それらの機械を持っていきたいということでした。

しかし、その作業小屋は、今にも倒壊するような非常に危ない状況と見受けられたので、蔵王上野は雪が多い地域ということもあり、しっかりと建て方をしないと危ないということを指導してきました。

次に87号ですが、これについても申請地等、議案書記載のとおりです。権利の種類については使用貸借権設定で、新規就農です。貸出人は議案書記載のとおりです。水稻栽培で事務所兼住居から500mほど離れている場所にあります。

現地を見ると非常に荒廃しており、ヨシがたくさん生えている状態でした。遠い場所については雪があり、行くことができなかったのですが、私と丹野委員で見たところ、ここを田んぼにする大変さは並大抵ではないなと感じてきました。しかし、地元の農家の方々から営農の指導を受けていくということでした。借受人は大変やる気がありましたので、まず頑張ってくださいと激励してきました。そして、農地パトロール等の見回りがあるので、しっかりとやってくださいとも伝えてきました。このような状況でしたので、地元の委員の方からも意見をいただきたいと思っています。私が見る限りは、やる気満々で、蔵王の荒廃した農地は全部やってみたいというくらいの気持ちを持っておりましたので、まず許可については相当ではないかと判断しました。以上です。

議

長

次、88号について、3番 丹野菊男委員から報告をお願いします。

丹野委員	3番 丹野です。88号の貸出人・借受人等については議案書に記載のとおりです。権利の種類は賃貸借権設定で、新規就農です。使用目的はキュウリ、ナス等の野菜栽培、農業機械の所有については耕運機1台、動力噴霧機1台、軽トラ1台です。通作距離については、自宅から2kmほどで、車で5分ということです。 借受人は今まで西山形地区の農地の管理をお願いされており、そこでキュウリやナスを作っていたのですが、その農地が元々田んぼだったということもあり、水はけが悪くなかなか上手くできず、また、自宅からの距離も遠いため別の農地を探していたということでした。今回は今野委員から当該地を紹介してもらい申請に至ったということでした。現状は保全管理されている状態です。借受人は農地を借りることが初めてということで新規就農としていますが、先ほど言いました西山形で15年ほど農業の経験があるということでした。 当該地については今年中に整備して、現在管理している農地は所有者へ返還する予定です。出荷については丸勘、直売所にも少し出しているということでした。農機具の保管場所については、自宅で保管し軽トラで運ぶということでした。借受人は■■■■で働いており、朝や休みの時間を利用して、農作業をしているということでした。徐々に農業を拡大していき、■■■■仕事の量を減らしていきたいと話していました。後継者の話は出ていませんが、借受人の■■■■が農業に興味があり、休みの日に手伝ってくれるとのことでした。また、■■も手伝ってくれるということでした。調査の結果、やる気を感じられましたので、許可相当と判断した次第です。以上です。
議長	続きまして89号について、21番 小松委員から報告をお願いします。
小松委員	はい、21番小松です。 所在地番、地目、面積、貸出人、借受人等につきましては議案書に記載のとおりです。権利の種類としましては、山形市外在住の新規就農者の使用貸借権の設定となっています。借受人の現住所は■■■■になっていますが、■■■■を退職し、現在は■■■■が所有している■■■■の家に居住しています。まだ失業手当等の手続きがあるため、■■■■に住所を残しておき、必要に応じて行き来しているとのことでした。手続きが終わりましたら、山形に住むということでした。 借受人は空き家バンクを利用し、■■■■にある住宅及び農地を購入、借受けすることとなりました。そちらは2月に申請をし、■■■■農業委員会で許可が下りています。当該地は住宅の隣接地で山形市と■■■■の境にあり、山形市にある農地について今回の申請に至ります。新規就農ではありますが、アスパラやハーブ類、またブルーベリー等の果樹、そういったものを作りたいと話していました。空き家バンクで取得した家は、年内には建替えしたいとのことでした。 ■■■■側の農地に関しましては、サクランボ樹園地であったと思いますが、雪でつぶれたパイプがそのままになっており、これを撤去するのは少し大変かなと思うような状態でありました。ただ、足りない

議 長 丹 野 委 員	かもしれませんが[]の助成金[]円ほどを使い、撤去して農業を始めるということでした。ですので、経営面積の記載がありますが2月に[]で許可が下りたばかりのため、農業経営は今からとのことでした。 山形市側の農地に関しましては、直前まで利用されていた方がいたようで、きちんと手入れもされており、雪解け後、すぐに耕作をはじめられるような状態でした。 個人が新規就農で始めるには面積が大きく、山形市側と[]側で合わせて4反ほどあります。ただ、話を聞いたところ、[]の不動産兼農家の方や農業委員会の方々からいろいろ指導を受けることとなっているようで、栽培する作物に関してもきちんと指導があるとのことでした。規模の大きい農地を借りる以上、大変だと思いますが、きちんと作物を植え、耕作できる状態になるように頑張っていたきたいという話をしてきました。 []側と山形市側どちらの農地も賃借料が[]円となっていますが、きちんと経営を始めることができれば、購入して自分の土地にしていきたいということでした。 新規就農ということもあり、現在のところ農業に関する機械は所有していないのですが、必要なものは買い足していき、トラクター等が必要になれば、最初は[]の指導してくれる方を頼って耕運したらいいのではないかという話をしてきました。借受人も聞き入れてくれ、相談しながらやっていきますとのことでした。 正直なところ十分に自信があるわけではないが、農業に興味があり一生懸命やりたいという借受人の意思があり、また[]側のバックアップもあるということです。許可相当ではないかと考えました。以上です。 続きまして、91号について3番 丹野菊男委員から報告をお願いします。 はい、3番 丹野です。91号について貸出人と借受人は議案書に記載のとおりです。権利の種類は使用貸借権設定で、市外在住者の新規就農です。使用目的についてはサクランボ栽培ということで、自家用、また親戚や知人へ贈る用ということでした。 機械の所有については、軽トラック1台、草刈機1台、チェーンソー1台、動力機1台で、通作距離については自宅から約7.5km、車で15分ほどです。 地元の方が当該地を管理していたのですが、高齢に伴い管理が難しくなり、以前から農業に興味があった借受人が、3月の退職を機に挑戦したいということで、今回の申請に至りました。 借受人はサクランボの手伝いの経験はあるのですが、手伝い以外はまだ経験がないということで、以前管理していた方が営農指導をしてくれるということでした。農繁期については、[]がいるので手伝ってもらえるとのことでした。農機具の保管場所は、自分でフリーパイ
---------------------------	--

	ブを使用して建てた小屋に保管しており、今後は、また便利な場所に建て直して保管する予定だそうです。その場合、新しく建てる敷地は200㎡以下ということを確認しています。農地パトロール等にて見回りをするため、しっかり管理をしてくださいとお願いしてきました。当該地のそばに笹がたくさん生えており、少し大変な状況ではありましたが、農地へ生えないように一生懸命対策されているようでした。これからも頑張ってくれるように感じましたので、許可相当と判断した次第です。以上です。
議 長	ありがとうございました。 では、私の方から今野委員より報告のありました、87号についてお話ししたいと思います。 86号については基盤整備がなされている地域ですが、87号の地域は昔ながらの、それほど大きくない田が並んでいるところです。なかなか便利の良くないところで、譲渡人の■が勤め人ということもあり農作業が進まず、また、土地改良区はありますが、小さい田ということで管理が難しいという状況にありました。5～10年ほど耕作されていない状態なので、まだ木は生えていませんが、ヨシがたくさん生えています。しかしながら、譲受人はその状態を見ながらもやる気があるということですし、私の担当する地区でもありますので、よく見守りたいと思っています。 それでは、各調査委員より報告がありましたが、皆様より質問・意見等ありませんか。発言する際は議席番号と名前を述べるようお願いします。
遠 藤 委 員	15番 遠藤です。87号についてお尋ねします。先ほど議長よりお話がありましたが、小さい田に農機具は入るのでしょうか。
今 野 委 員	4番 今野です。トラクターについては24馬力と聞いていますので、一応入ると思います。コンバインについても、なんとか入る大きさです。ただ、ヨシを根絶するには絶えず耕していく必要があります、だいぶ時間がかかると思います。しかし、譲受人の意気込みが素晴らしかったので許可相当としました。
議 長	他にありますか。
阿 部 委 員	5番 阿部です。79号についてお尋ねします。譲受人の■が実質的に経営をするということであれば、本人が譲受人になれば良いのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。
小 松 委 員	21番 小松です。■は去年の4月から農業に携わり始めたばかりで、まだ技術が十分ではなく、譲受人が中心となって指導をしながら経営しているという状況です。実際に話を聞いた印象として、譲受人は経験・知識が豊富な方だと感じましたし、■についてはまだ日が浅く経

	験が豊富とは言えないので、今回については譲受人が申請しましたが、ゆくゆくは■が主体となって経営していきたいという考えのようでした。
議 長	出席推進委員の方からも意見をいただきます。ぜひご発言ください。
永 野 委 員	第1ブロック推進委員の永野です。新規就農の方が意欲的にやろうとしていることが説明を聞いてわかりましたので、私も応援したいと思いました。
佐 藤 委 員	第2ブロック推進委員の佐藤吉之です。現状なかなか農家になる人がいない中で、新規参入してくれるということは非常にありがたいと思っています。特に上野につきましては中山間地域でありますし、なかなか地元でも耕作する人がいないという状況で、荒れてきている農地があります。現在、耕作している方も高齢になりつつありますので、将来的にはそのような部分を引き受けてもらえれば、中山間地域も何とかかなと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいです。以上です。
遠 藤 委 員	第4ブロック推進委員の遠藤です。若手農家の方が増えてきているというように感じました。私も一応、若手農家の一員として協力していきたいと思いました。
議 長	それでは、お諮りしたいと思います。議 第33号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	全員異議なしと認められますので、議 第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議 第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、を上程します。なお、3番 丹野菊男委員に関する案件がありますので、対象案件については、農業委員会法第31条の規定により議事への参与を控えてもらいます。 それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書の4ページ、議 第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、をお願いします。内容は、4ページ 75号から、6ページ 90号までの16件です。なお、88号については7ページへ土地の所在・所有者等の内容を別途記載しています。また、位置図等については8ページからです。 8ページをご覧ください。75号は、市立大郷小学校の南東、約1,800

mに位置する 大郷地区 七十刈の畑2筆、計386㎡で、第1種農地相当と判断しています。転用目的は、現在の敷地が手狭で、車両の出入りの際に駐車車両の移動が必要な状態となっているため、作業効率も悪い状況であることから、事業所敷地を拡張して駐車場の設置を行うものです。

9ページをご覧ください。76号は、市立東沢小学校の南東、約1,300mに位置する 東沢地区 滑川の畑3筆、計509.72㎡で、転用目的は山形自動車道耐震補強工事に伴う、施工業者による工事期間中の一時的な資材置き場の設置です。小松委員より調査を実施いただいております。

10ページをご覧ください。77号は、市立南山形小学校の南西、約550mに位置する 南山形地区 黒沢の現況畑257㎡で、第1種農地相当と判断しています。転用目的は一般住宅の建築です。

11ページをご覧ください。78号は、県立中央病院の北東、約700mに位置する 楯山地区 青柳の畑309㎡で、第3種農地相当と判断しています。転用目的は一般住宅の建築です。

12ページをご覧ください。79号は、県立保健医療大学の南東、約700mに位置する 楯山地区 青柳の田2筆、計855㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地による宅地分譲です。丹野菊男委員より調査を実施いただいております。

13ページをご覧ください。80号は、国立病院機構山形病院の北東、約770mに位置する 金井地区 島の田5,260㎡で、転用目的は敷地拡張しての駐車場整備です。なお、山形県農業会議への諮問が必要となる案件で、小松委員より調査を実施いただいております。

14ページをご覧ください。81号は、市立金井中学校の西、約1800mに位置する 金井地区 志戸田の田293㎡で、第1種農地相当と判断しています。転用目的は、隣接する宅地と併用しての一般住宅の建築です。

15ページをご覧ください。82号は、市立第二中学校の南、約60mに位置する 榎沢地区 西崎の畑249㎡で、第2種農地相当と判断しています。転用目的は、隣接する宅地と併用しての特定建築条件付売買予定地での宅地分譲です。

16ページをご覧ください。83号は、市立金井小学校の北西、約250mに位置する 金井地区 陣場新田の現況畑62㎡で、第2種農地相当と判断しています。転用目的は、隣接する住宅敷地の拡張による駐車場及び庭の設置です。

議 長 小 松 委 員	17 ページをご覧ください。84 号は、市立本沢小学校の南西、約 1,400 mに位置する 本沢地区 長谷堂の畑 155 m²で、第 1 種農地相当と判断しています。転用目的は、隣接する宅地と併用しての一般住宅の建築で、親子間の贈与での所有権移転です。 18 ページをご覧ください。85 号は、市立金井小学校の西、約 1,000 mに位置する 金井地区 東志戸田の現況畑 287 m²で、第 1 種農地相当と判断しています。転用目的は、隣接する宅地を併用しての、特定建築条件付売買予定地での宅地分譲です。 19 ページをご覧ください。86 号、市立みはらしの丘小学校の北西、約 2,200mに位置する 本沢地区 長谷堂の畑 2 筆、計 205 m²で、第 2 種農地相当と判断しています。転用目的は、 で和洋菓子店を営む法人が、当該申請地に隣接する宅地の空き家を活用し、飲食店を開業するため、当該農地を併用して駐車場などの店舗敷地とするものです。 20 ページをご覧ください。87 号は、JR 漆山駅の南東、約 570mに位置する 出羽地区 漆山の畑 3 筆、計 2,359 m²で、転用目的は、同地区内で法人が所有する資材置き場の移転です。今野委員より調査を実施いただいております。 21 ページをご覧ください。88 号は、市立千歳小学校の東、約 500mに位置する 千歳地区 落合町の田 8 筆、計 6,756 m²で、転用目的は特定建築条件付売買予定地による宅地分譲です。なお、山形県農業会議への諮問が必要となる案件で、今野委員より調査を実施いただいております。 22 ページをご覧ください。89 号は、山形市動物愛護センターの南西、約 470mに位置する 大郷地区 船町の現況畑 353 m²で、第 2 種農地相当と判断しています。転用目的は隣接する宅地と併用しての一般住宅の建築です。 23 ページをご覧ください。90 号は、市立千歳小学校の東、約 440mに位置する 千歳地区 落合町の田 232 m²で、第 2 種農地相当と判断しています。転用目的は隣接する貸駐車場の敷地拡張です。 以上の 16 件について、ご審議の程よろしくお願いします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 76 号について、21 番 小松委員から報告をお願いします。 21 番 小松です。所在、地番、地目、面積、貸出人、借受人等につきましては議案書に記載のとおりです。借受人は土木建築を請負う法人であり、この度、山形自動車道の耐震補強工事の実施にあたり工事用
---------------------------	---

	資材の仮置き場が必要となり、工事敷地内での確保が困難であるため、当該地を一時的に利用したいということで申請に至っております。作業箇所や作業の効率性から当該地に代わる土地も無く、やむを得ないと認められます。現在、当該地は休耕となっておりますが、使用後は借受人が整地し、復旧することとなっています。 当該地は、中山間地域に存在する小集団の農地であるため第2種農地と認められ、被害防除対策について、汚水はなし、生活雑排水もなし、雨水は地下浸透です。一時転用であることから農地への復元計画について確認済みです。 賃借料は 〇〇〇〇 円で、土地の造成費は 〇〇〇〇 円ほどを予定しています。 当該地の隣接地も昨年の夏頃から、同法人が一時転用で仮設事務所として使用していますが、適切に使用されていまして。当該地についても、土地の上にビニールシートを敷き、さらに発泡性の造成台を敷き、その上に砂利を敷いて設置するとのことでした。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。
議 長 丹 野 委 員	次に 79 号について、3 番 丹野菊男委員から報告をお願いします。 3 番 丹野です。当該地は、宅地分譲 3 区画、建築条件付き、譲受人は市内で不動産業を営む法人です。この度、事業収益を図るため楢山地区の青柳にて宅地分譲を計画しました。当該地は、国道や高速道路への交通アクセスが良く、教育施設、商業施設と近接しているため、利便性の高い住環境を提供できると考え計画地として選定しました。当該地の他に代替できる土地も無いことから、やむを得ないものと認められます。 当該地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、土地改良事業が施行された土地であることから、第 1 種農地と判断しました。 被害防除対策として、汚水は公共下水道、生活雑排水も公共下水道、雨水は地下浸透、開発許可は見込みあり、道路法 24 条許可については事前協議済み、東部土地改良区からの意見書を確認しました。 土地取得費は 〇〇〇〇 円、1 m²当たり 〇〇〇 円、坪当たりは 〇〇〇 円です。土地造成費は 〇〇〇〇 円、建築費は 〇〇〇〇 円、1 棟当たりの売買価格は土地建物込みで約 〇〇〇〇 円ということでした。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。
議 長 小 松 委 員	次に 80 号について、21 番 小松委員から報告をお願いします。 21 番 小松です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては議案書に記載のとおりです。譲受人は病院及び介護施設を営む法人で、通常の診察だけでなく人工透析も行っているため、利用される患者並びに、対応する職員が多く在籍しています。医療用資材等の運搬車両を含めると、全部で約 300 台以上の駐車場を確保しなければなりません。現在は 180 台程度しか確保できていない状態で

議 長 今 野 委 員	あるため、駐車場の台数を確保するため、今回の申請に至りました。 当該地は、既存施設の敷地の2分の1以下の面積であることからやむを得ないと認められます。また、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、面積や形状等も良好であるため、甲種農地と判断しています。 被害防除対策としては、汚水はなし、生活雑排水もなし、雨水は地下浸透、また、駐車場予定地が大きいことから浸透側溝並びに浸透枳を設置する予定です。なお、最上川中流土地改良区からの意見書を確認しています。 土地取得費は 〇〇〇〇 円、造成費として 〇〇〇〇 円を予定しています。 現地にて話を聞いたところ、駐車場の周囲に擁壁を入れ、1番低いところでも10cm程度地盤より高くなる計画であるため、80mmを超えるような雨でも問題ないとのことでした。また、浸透枳、浸透排水路にうまく水が流れるように、補助として細い水路も設置するとのことでした。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。 次に87号について、4番 今野委員から報告をお願いします。 4番 今野です。
議 長 今 野 委 員	所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては議案書に記載のとおりです。譲受人は市内漆山にて土木工事、管工事等を中心に請負う建設業を営む法人です。近年、現在使用している資材置き場周辺の宅地化が進み、大型車両の出入りの際、騒音や粉塵が発生してしまうことによる近隣への影響が懸念されること、また、事業拡大に伴い資材が増え、敷地面積が足りず、作業スペースも十分に確保できない状況であったため、資材置き場の移転を計画しました。会社からの距離が近く、交通の便がよい場所を検討した結果、当該地が見つかり申請に至っています。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断していますが、業務上必要な施設であり、当該地の他に代替できる土地もないことからやむを得ないと認められます。 被害防除対策について、汚水はなし、生活雑排水もなし、雨水は地下浸透です。敷地の周囲には擁壁をし、しっかり土留めをするとのことでした。 土地の取得費は 〇〇〇〇 円、造成費は 〇〇〇〇 円です。 近隣の農地の所有者や住民とは、話をして了解を得ているということでした。ただ、残材のようなものが置かれていたので、産業廃棄物として撤去してくださいということをお話してきました。以上、調査の結果、許可相当と判断しました。 続きまして、88号についても4番 今野委員から報告をお願いします。 所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては議案書

		に記載のとおりです。譲受人は山形市内にて不動産事業等を営む法人です。この度、事業収益を図るため、需要のある市内の落合町で宅地分譲を計画しました。当該地は交通の便がよく、近隣には教育施設や商業施設が多数あるため、利便性の高い住環境を提供できると考え、計画地として選定しました。当該地の他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、当該許可は建築を条件とするもので、31区画です。10ha未満の区域内にある農地で、住宅等が連担している場所に近接している農地であることから、第2種農地と判断しています。 被害防除対策について、汚水は公共下水道、生活雑排水も公共下水道、雨水について宅地内は地下浸透、道路は市道の雨水管へ接続されます。開発許可は見込みありです。道路法24条の許可も見込みがあり、市の道路維持課と協議が進んでいます。また、東部土地改良区からの意見書があります。 土地取得費については、 円で1㎡当たり 円、坪当たり 円です。造成費は 円、建築費は31区画で 円です。分譲地内には道路や公園等を設置する予定ということで、様々な指導を受けながら計画を立てているという印象でした。 これまで、令和3年12月に許可を受けた落合町の6区画の事業も完了しているということでした。また、昨年の5月に許可を受けた落合町の9区画について、8区画は完成済、残りの1区画については建築中で、ほぼ完成しているとのことでした。さらに、昨年の12月に松原にて許可を受けた11区画の計画があり、現在は造成工事中とのことでした。よって、過去の実績から、計画遂行の見込みは十分にあると感じました。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。
議	長	ただいまの説明対しまして、皆様から質問、意見ありませんでしょうか。
阿	部 委 員	はい。5番 阿部です。80号の駐車場としての転用ということですが、面積が大きいため、近隣の農地の耕作に影響はないのか、また、本当に他に代替地はないのでしょうか。
小	松 委 員	はい。21番小松です。近隣の農地への影響ということですが、確認及び説明もされておりますので、そちらに関して問題ありません。 次に、代替地についてですが、病院から近い場所は大方同じような農地になっていますし、交通量の多い道路を横断せず駐車場から病院まで行けるような条件等を鑑みると、当該地が最適だと思います。また、併設されている介護施設等へ面会に来る方々の利用も考慮しますと、やはり当該地が一番良いと思いました。
議	長	他にございませんか。 それでは無いようですのでお諮りします。議 第34号のうち80号案

		件について、許可することに異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。 次に、議 第 34 号のうち 75 号から 79 号及び 81 号から 90 号の各案件について、許可することに異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	全員異議なしと認め、議 第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議	長	次に進みます。議 第 35 号 農用地利用集積計画について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		本日、お配りしている差替えの議案書 24 ページをご覧ください。 まず初めに議案書の訂正をお願いします。28 ページの 67 号について、申請者より取り下げの申し出がありましたので、議案書から削除をお願いします。これに伴いまして、24 ページの集計部分について変更が生じたので、差し替えを配布いたしました。それでは、改めて 24 ページをご覧ください。 令和 6 年 2 月受付分の旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、利用権設定と所有権移転となります。それぞれ、地目別設定面積、作物別設定面積、契約期間別の内訳は議案書に記載の通りです。 利用権設定について、25 ページの 55 号から 37 ページの 103 号まで、計 49 件です。各筆の内容につきましては議案書に記載の通りです。 所有権移転について、38 ページの 13 号から 39 ページ 20 号まで、計 8 件です。各筆の内容につきましては記議案書に記載の通りです。 なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日は 4 月 1 日 (月) を予定しています。 以上について、ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	ただいまの説明に対し、質問・意見ありませんか。 それではお諮りします。議 第 35 号について、適当であることに異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	全員異議なしと認め、議 第 35 号 農用地利用集積計画について、適当であると決します。これにて議事を終了します。
議	長	次に、報告事項について、事務局から報告を願います。

事務局	報告事項については、案件名と件数を読み上げます。 議案書 40 ページをご覧ください。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について、40 ページの 243 号から 54 ページの 271 号まで、計 29 件を受理しています。 議案書 55 ページをご覧ください。農地法第 5 条届出の受理について、40 号から 44 号まで、計 5 件を受理しています。 56 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について、56 ページの 163 号から 59 ページの 194 号まで、計 32 件を受理しています。 60 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可について、60 ページの 66 号から 61 ページの 67 号まで、計 8 件について許可証を交付しています。 62 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて、今年度の 36 号で申請のあった 1 件について取り下げを受理しています。 報告事項については以上です。
議長	次に連絡事項について、事務局よりお願いします。
事務局	次回の定例総会は、令和 6 年 4 月 12 日（金）に開催予定です。 委員調査について、調査日は 4 月 10 日（水）の予定です。調査委員は、5 番 阿部委員、6 番 富田委員です。また、案件の状況によっては次の調査委員の方にもご協力いただく場合がありますので、よろしくお願いします。 また、総会の開始時間について、同日に農業団体懇談会が予定されているため、議案数等の状況によっては、開始時間を変更する場合があります。決まり次第ご連絡いたします。連絡事項は以上です。
議長	これで第 9 回総会を終了します。ご苦勞様でした。
	(閉会午後 3 時 00 分)

以上、議事のでん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

